



厚生労働省 沖縄労働局

那覇労働基準監督署

Naha Labour Standards Inspection Office

Press Release

那覇労働基準監督署発表

令和5年11月16日

担 那覇労働基準監督署

○副 署 長 瀬底 正亮  
第二方面主任 平良 美幸

当 電話：098 - 916 - 4820

## 労働安全衛生法違反容疑で書類送検

(回転するベルト及びローラーに労働者が接触することで労働者に危険を防止する措置を講じなかった疑い)

那覇労働基準監督署(署長 安慶名秀樹)は、本日、街クリーン株式会社及び同社島尻環境美化センターのセンター長を労働安全衛生法違反の疑いで那覇地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

被疑者Aは、令和4年8月29日、南城市内にある島尻環境美化センターにおいて、労働者に空き缶のプレス作業を行わせるにあたり、空き缶プレス機械のベルト及びローラーの回転部分に労働者が接触する危険があったのに、その危険を防止する措置(覆いの設置等)を講じなかったものである。

### 1 被疑者

- 街クリーン株式会社(本社所在地：沖縄県南城市)
- センター長A(男性 40代)

### 2 違反条文

労働安全衛生法違反

同法第20条第1号

労働安全衛生規則第101条第1項

同法第119条第1号

同法第122条

### 3 参考事項

被疑会社では、上記の結果、作業中に同労働者の右腕がベルト及びローラーの回転部分に巻き込まれ、右腕を切断する労働災害が発生したものの。

#### 4 添付資料 關係法条項

## 関係法条項

### 労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(罰則)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号、最終改正令和4年5月31日厚生労働省令第91号)

(原動機、回転軸等による危険の防止)

第百一条 事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆（おお）い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

2 事業者は、回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のものを使用し、又は覆（おお）いを設けなければならない。

3 事業者は、ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。

4 事業者は、第一項の踏切橋には、高さが九十センチメートル以上の手すりを設けなければならない。

5 労働者は、踏切橋の設備があるときは、踏切橋を使用しなければならない。